

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)3 月 29 日

契 約 担 当 課 名	交通政策課
発 注 担 当 課 名	交通政策課
契 約 名 称	豊中市南部地域乗合タクシー運營業務委託
契 約 内 容	豊中市南部地域乗合タクシー運營業務一式
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）3 月 29 日
及 び 契 約 期 間	令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	阪急タクシー株式会社 (大阪府池田市空港 1 丁目 9 番 1 0 号)
契 約 金 額	単価契約（想定履行額：5,274,600 円）
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当） 本業務委託の契約の相手方（以下当該事業者という。）は、令和 3 年度「豊中市南部地域乗合タクシー運營業務委託」をプロポーザル選定にて第一優先交渉権者となり、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までの期間、業務を履行した事業者です。 本業務の履行にあたっては、道路運送法における「一般乗合旅客自動車運送事業」の営業許可と、運行に要するタクシー車両の両方が必要であり、「一般乗合旅客自動車運送事業」の営業許可を有するタクシー事業者は、大阪府内では 8 社の事業者が存在するものの、営業所からの回送距離が長大となるため、他社においては実質的に豊中市内での業務の履行は不可能であることから、本業務は、当該事業者による履行が必須です。 以上のことから本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約を行うものです。